

## 令和2年度 第3回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年6月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番	吉岩 一三	4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	7番	金高 奉宣
11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春				

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第11号 農地法第3条の申請について

議案第12号 非農地証明願いについて

議案第13号 農地所有適格法人に係る要件適格届出について

議案第14号 農業委員会の適正な事務実施について

議案第15号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長	それでは、令和2年度第3回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	( 9時32分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員と、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 並びに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第11号から議案第15号までの5議案16件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第11号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> です。本日もよろしく申し上げます。 それでは、議案書1ページをごらんください。 「議案第11号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、譲受人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 歳。 申請の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地目、台帳、現況ともに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地積 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 、ほか <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 筆、合計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 筆の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 。譲受人の経営面積は、田 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、畑 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。 以上です。
議長	1番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員	これは親から子への贈与で、場所は <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区にある山の中にある水田です。親子関係なので問題はないと思います。よろしく申し上げます。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。 なお、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの所有農地は、これ以外にはありません。 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番と3番は関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、議案書2ページをごらんください。 番号2番、申請人、譲渡人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、譲受人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 歳。 申請の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地目、台帳、現況ともに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地積 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 、ほか <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 筆、合計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 筆の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 。譲受人の経営面積は、田 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、畑 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a。理由といたしましては、相互交換になります。

	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、[ ]区、[ ]、譲受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、台帳、現況ともに[ ]、地積[ ]㎡、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]㎡。譲受人の経営面積は、田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]a。理由といたしましては、相互交換になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番と3番につきましても、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	<p>場所は、[ ]と[ ]の間にある[ ]地区というところです。[ ]さんの土地が[ ]さんの自宅近くにあり、水田はしませんが菊を植えていまして、状況調査表も菊を植えるとしていました。自宅と若干離れているところを交換して農地を守るということでしたので、どうぞよろしくお願いします。</p>
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>番号2番、番号3番は関連がありますので、一括説明をいたします。</p> <p>現在、双方の譲渡人と譲受人は、自宅から遠い農地を耕作しています。今回、農地を交換することにより、お互いの営農作業が向上するとともに、贈与の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>まず、番号2番の[ ]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[ ]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>次に、番号3番の[ ]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[ ]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>補足説明であります。[ ]さんは、[ ]で[ ]の栽培を学習しています。現在学習2年目、卒業後は取得した農地で、[ ]の栽培を予定しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>次に、番号4番、申請人、譲渡人、[ ]区、[ ]、譲受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、台帳、現況ともに[ ]、地積[ ]㎡、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]㎡。譲受人の経営面積は、田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	<p>5月19日に現場を確認しました。場所は、[ ]から[ ]を上って、[ ]方面に入って1kmぐらいのところ。道路のすぐ横にあります。また、現地も日頃から丁寧に手入れがされているようです。また、[ ]さんにつきましては農業に熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上です。よろしくお願いします。</p>

議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は高齢で管理ができない状態です。今回、申請地付近に住んでいる譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a。理由といたしましては、市外在住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番につきましても、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>同じ5月19日に現地を確認しました。場所は、■■■■のすぐ近くになります。この土地も常日頃から管理されているようでした。また、相手の■■■■さんにつきましては、■■■■という■■■■をしながら農業に熱心に取り組んでおりまして、米やシイタケを作っております。そういう状況でございます。よろしく申し上げます。</p>
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は市外に住んでおり、農地管理ができない状態です。今回、譲受人の実家近くで耕作の都合もよく、売買の話もまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書3ページをごらんください。番号6番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a。理由といたしましては、県外在住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	<p>お世話になります。5月20日に事務局の2人と農地委員さんと現地確認に行きました。場所はの正面です。今は人に預けているのですが、来年からは自分で耕作するそうです。問題はないです。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人は県外に住んでおり、農地管理ができない状態です。今回、譲受人の実家近くで売買の話もまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、さんの所有農地は、議案書4ページ、番号1番に記載されている非農地申請中の農地以外にありません。</p> <p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第11号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第11号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第12号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局のです。よろしくお願いします。議案書4ページをお願いします。</p> <p>「議案第12号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者は、 、 、申請の土地、大字 字、地番 、地目、 、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、日照不足による生育不良や用水不足に見舞われ、やむなく平成12年頃から耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>さんはにいたので、近所の人を作っていたのですが、10年ぐらい前から竹がどんどん生い茂って、どうにもならない状態になっています。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を5月20日に農地委員と農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地のうち、 、 については、法第30条第3項第1号の判断結果により、「農地管理に関する通知」を送付済みです。</p>

	<p>申請地が現況となった理由は、日照不足による生育不良及び用水不足により、やむなく平成12年頃から耕作を断念し、現在は竹が生い茂った状態です。これは、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>なお、■■■■■については、令和2年1月22日に農振除外申請が認められていることから、申請地は、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。お願いします。</p>
議長	<p>続いて、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号2番、申請者、■■■■■、■■■■■、申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■■■、地積■■■■■㎡、合計■■■■■筆の■■■■■㎡。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、日照不足による生育不良や度重なる用水不足により、やむなく昭和48年頃から耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■■委員	<p>では、2番の案件について説明いたします。</p> <p>5月19日に■■■■■農地委員と事務局で現地確認を行いました。申請地は■■■■■から■■■■■に入るところの真正面の場所です。ここは昭和48年頃から耕作を断念したようで、現在、令和2年まで47年間は放置しているような状況で、継続して利用することは見込めません。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を5月19日に■■■■■農地委員、■■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、日照不足による生育不良及び度重なる用水不足により、やむなく昭和48年頃から耕作を断念し、現在は竹が生い茂った状態です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、令和2年4月30日に農振除外申請が認められていることから、申請地は今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号3番、申請者、■■■■■、■■■■■、申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■■■、地積■■■■■㎡、ほか■■■■■筆、合計■■■■■筆の■■■■■㎡。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、耕作者がいなくなり、申請者だけでは維持管理が困難で、あわせて有害鳥獣被害にも見舞われ、やむなく昭和45年頃から耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■■委員	<p>5月19日に現場を確認しました。場所は■■■■■のほぼ中央ぐらいになるかと思います。写</p>

	真のおおりに竹が生い茂っておりまして、元の状態に戻すのは無理じゃないかと思っております。よろしくお願ひします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を5月19日、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>農地委員と<span style="background-color: black; color: black;">          </span>農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、耕作者がいなくなり、申請者だけでは維持管理が困難で、あわせて有害鳥獣被害にも見舞われ、やむなく昭和45年頃から耕作を断念し、現在は雑木や竹が生い茂った状態です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	続いて、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお願ひします。</p> <p>番号4番、申請者、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、申請の土地、大字<span style="background-color: black; color: black;">      </span>字<span style="background-color: black; color: black;">      </span>、地番<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地目、<span style="background-color: black; color: black;">      </span>、地積<span style="background-color: black; color: black;">      </span>m<sup>2</sup>、ほか<span style="background-color: black; color: black;">      </span>筆、合計<span style="background-color: black; color: black;">      </span>筆の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m<sup>2</sup>。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、昭和45年頃までかんきつ類を植栽していたが、人手不足などの理由により管理を放棄した。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 農業委員よりご意見があればお願ひします。
<span style="background-color: black; color: black;">      </span> 委員	現場は <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 区の <span style="background-color: black; color: black;">      </span> という海岸に近いところです。20日に <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 農地委員と事務局とで現場を見てきました。現場は、竹とか笹が生い茂ってしまっていて、50年ぐらい竹林のような状態で荒れてしまっています。現況を復旧するのも困難な状態です。よろしくお願ひします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>現地を5月20日に<span style="background-color: black; color: black;">          </span>農地委員と<span style="background-color: black; color: black;">          </span>農業委員とで確認しました。</p> <p><span style="background-color: black; color: black;">      </span>筆とも農地法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みです。</p> <p>申請地が現況となった理由は、昭和45年頃までかんきつ類を植栽していたが、人手不足などの理由により管理を放棄し、現在は雑草や竹が生い茂った状態です。これは、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>なお、令和2年4月30日に農振除外申請が認められていることから、申請地は今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第12号」「非農地証明願ひについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第12号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第13号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」の1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>おはようございます。事務局の[ ]です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>「議案第13号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る要件適格届出書の提出があったので、これを承認することについて意見を求める。</p> <p>申請人、[ ]区、[ ]、[ ]、法人設立、令和[ ]年[ ]月[ ]日、資本金[ ]万円。</p> <p>事業といたしましては、1、農産物の生産、2、農畜水産物の加工及び販売、3、農泊の運営、4、農業体験プログラムの企画、運営及びそのコンサルタント業務、5、地域活性化事業、6、林業、7、イベント、セミナー、講演会の企画及び運営、8、レストランの運営、9、土産物の販売、10、不動産の売買、賃貸、管理及び仲介、11、前各号に付帯関連する一切の業務。</p> <p>構成員、[ ]、[ ]、[ ]歳です。</p> <p>業務執行役員と構成員は[ ]1名、常勤です。作業員として、市内の方を[ ]名雇用しています。</p> <p>代表取締役の[ ]さんは、[ ]出身の方ですが、大学在学中に[ ]で働く機会があり、それをきっかけに農業を始められたそうです。現在は、その会社の代表者が所有している農地約[ ]haで水稲や露地野菜を栽培しています。</p> <p>今後は、現在耕作している農地を法人で所有し、徐々に規模拡大することで、収益や収量を安定させることが当面の計画だそうです。長期的には、直売所や加工所を[ ]に造り、カフェ等も併設したいということです。</p> <p>補足ですが、[ ]さん本人は経験も浅く、年齢も若いのですが、出資者である会社の代表者も農業をしており、以前からJA等へ出荷しています。また、地域活性化という側面からもメディアに度々取り上げられている方ですので、心配はないかと思われまます。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	只今、「議案第13号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第13号」「農地所有要件適格法人に係る適格届出について」は、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人としてこれを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。



議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第13号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」はこれを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第14号」「農業委員会の適正な事務実施について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第14号」「農業委員会の適正な事務実施について」をご説明します。</p> <p>これは、国の機関であります地方農政局から県を通じて、農業委員会は区域内の農地等利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年6月末までに、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するよう通知されています。</p> <p>また、公表後は、速やかに県を通じて地方農政局宛てに公表内容を報告することとなっています。そのため、今回、皆さんにご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案書をごらんください。別紙議案書の1ページから8ページまでが「令和元年度の活動の点検・評価の報告」についてで、9ページから11ページまでが「令和2年度の活動計画」となっています。</p> <p>内容としましては、農林水産課からいただいた資料や農林業センサス、また、昨年農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしました、農地利用状況調査や農地パトロールの調査結果を基に作成しています。</p> <p>まず、1ページ目についてですが、これは平成31年度の計画です。</p> <p>2ページ目は、担い手への集積の実績についてです。面積につきましては、農地中間管理機構へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものです。また、3番、4番は、集積・集約化についての活動に対する実績と評価となっています。</p> <p>3ページ目は、新規参入についての計画に対する実績と評価です。参入実績としましては、1経営体となっています。</p> <p>4ページ目には、昨年、委員さん方に行っていただいた利用状況調査と利用意向調査についての結果です。遊休農地の解消が目的数値を達成できました。</p> <p>5ページ目は、違反転用の面積と対応についてです。結果として、昨年度よりも4.9ha増えています。これは、昨年度までの面積が解消できないまま、新規の面積が加わったためです。</p> <p>続きまして、6ページ目です。これは、3条、4条、5条の申請に関する実績となっています。</p> <p>7ページ目の3は、農地所有適格法人の状況です。平成31年4月1日現在の数値となっています。その下の4から次の8ページは、各種情報の内容と公表についてとなっています。</p> <p>9ページ目からは、令和2年度の計画です。令和2年4月1日現在の状況についてとなっています。農家数と農業者数につきましては、農林業センサスの数値を記入するようになっていましたので、昨年と変わっていません。経営数は農林水産課からの数値となっています。</p> <p>10ページの担い手への集積に関する内容は、農林水産課と協議し、設定した数値となっています。新規参入の目標値も昨年同様に設定しています。</p> <p>11ページは、今年度の利用状況調査と利用意向調査、そして違反転用に対する計画です。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第14号」「農業委員会の適正な事務実施について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>遊休農地の利用ということで、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>かどこかで、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>を植えて、それを<span style="background-color: black; color: black;">          </span> <span style="background-color: black; color: black;">          </span>の餌にすると聞きましたが、そういう取り組みを杵築市内でやっているところがありま</p>

	すか。
委員	だった。はない。
議長	今言われたのは、の農業委員会がそういう活動をしているということですね。そういう遊休農地の解消として、杵築市内でも何かあったかなという事です。 事務局、どうぞ。
事務局	私もそのニュースをテレビで見ましたが、恐らくのさんが、遊休農地を使って耕作放棄地に対応になるという話でした。私も農林水産課に聞いてみたのですが、杵築市としては、なかなか難しいところがあるようです。先方が全て買い取ってくれない可能性もあり、場所にもよるので、検討していきたいということでした。 以上です。
議長	さんのところは、耕作放棄地を解消しながら今あれだけの事業をやっている。実は我が家のaぐらいの面積でやったが、下地が農地じゃないと該当しない。畑や田んぼだったらそれなりの実績としてあげられるが、山林とかでは実績が出せない。さんも昔は、あれだけを作っていたが、今は個人が事業で取り組めないようになった。今は業者委託をしないと耕作放棄地の解消事業はできない。
事務局	5年前までは、耕作放棄地解消事業というのを農業委員会で行っていましたが、それは3年前に解散して農林水産課のほうに移りました。その後は、杵築でしたことはないですね。遊休農地を解消するためには、牛の放牧という手段があるんですが、農林水産課の畜産係と組んで、これからよく研究したら、遊休農地の解消もできるんじゃないかと思います。
議長	具体的にそういったことがあればとか、もしくは企業参入辺りでさんの話をしましたが、そのような事例、農業委員さんのほうで把握をしていただきながら報告を頂ければ助かります。 では、ほかにはないですか。はい、どうぞ。
委員	の前で1か所荒れた田が1枚だけあるんです。それはが持っていると聞いたんですけど。1枚3反ぐらいの田が。
議長	はい、事務局。
事務局	委員さんにお答えします。 私も前の担当から聞いた話ですが、昔、に上る道を整備するために、が土地を購入して、あそこからのほうに上っていく道を整備で農地を買ったらしいのですが、実際、今は農地のままです。今後、道を整備する予定もないので、ゆくゆくは払下げになるのかなという話はしていましたけど、まだ具体的な話はないです。
委員	貸したりとかはできないんですか。
事務局	できないこともないですけども、■としては売却したい意向があるみたいです。詳しくはわからないので、そういう意向があるというのは聞いたことがあります。今後どうなるかは分かりませんが、なにかあればまたお知らせしたいと思います。
議長	管理はしてますか。
委員	1年に1回か2回は草刈りしていると思います。

事務局	その曲がっている先を■■■■のほうに行ったら、分筆している土地がありますね。恐らく、道を造りたかったんだと思います。
■■委員	この広い田1枚だけ何もしていない。
事務局	■■■■のものであるならば、こういう意見が出たと■■■■の方に報告します。
議長	ほかにはないですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第14号」「農業委員会の適正な事務実施について」は、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」「農業委員会の適正な事務実施について」はこれを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第15号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書8ページをごらんください。</p> <p>「議案第15号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、イ、所有権の設定であります。</p> <p>番号2番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長光長伸彦、譲受人、■■■■区、■■■■、設立■■年。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。これは、農地売買等支援事業の公社の売渡しであります。借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、議案書9ページをごらんください。</p> <p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、持分2分の1、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長光長伸彦。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。これは、農地売買等支援事業の公社の買入れになります。借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、持分2分の1、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長光長伸彦。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。設定期間、借人の経営面積は同じであります。</p> <p>貸手農家数■戸、借手農家数■戸、利用権の設定面積は■■■■m<sup>2</sup>、所有権の設定面積は■■■■m<sup>2</sup>、合計■■■■m<sup>2</sup>になります。</p>

	<p>補足説明です。番号2番につきましては、令和元年度第12回総会にて■■■■さんから公社に名義変更済みであります。3番、4番につきましては、■■■■に売買する案件になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、「議案第15号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第15号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第3回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時17分 : 終了)</p>